

一部ユニット施設・事業所の廃止に伴う省令改正について

改正の趣旨

本年2月22日の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議においても周知させていただいた通り、平成22年9月21日に開催された社会保障審議会介護給付費分科会における審議のとりまとめ（添付資料参照）を踏まえ、一部ユニット型施設・事業所に係る規定の整理・明確化を図るため、関係省令の一部改正を行うこととしております。都道府県等におかれましては、この改正に伴う指定変更等の事務手続きについて、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、事務の執行に遺漏のないように手続きを進めてください。

対象施設

- ・特別養護老人ホーム
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設
- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所療養介護

別指定に伴い、広域型施設から地域密着型施設へ変更となる施設に係る、住所地特例（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案（平成23年3月11日閣議決定）に経過措置を盛り込んだところであり、住所地特例適用施設については、改正省令の適用を法案の施行日である平成24年4月1日からとする予定）やサテライト型施設の取扱い、施設に併設される短期入所生活介護等の利用定員等の取扱いについては、現在の入所者に影響等が生じないよう経過措置を設けることを検討しています。

スケジュール

現在のところ、公布日は4月下旬頃の予定、施行日は9月1日の予定で、日程が決まり次第再度連絡を行う予定です。

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づいて、平成23年東北地方太平洋沖地震による被害者の方々の特定権利利益（厚生労働省関係）の満了日を平成23年8月31日まで延長する告示を制定したことに伴い、施行日を9月1日とするもの。

その他

国の解釈通知に反して、一部ユニット型施設として新設・指定がされていた特別養護老人ホーム・介護老人保健施設（11都県、35施設）については、経過措置の対象外であるため、ユニット型部分と従来型部分の指定の更新の手続きが必要になりますので、準備をお願いいたします。

担当課 高齢者支援課
振興課
老人保健課